

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年8月18日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	石 河 貫 治
同	及 部 克 博

令和7年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果

対象団体及び市所管課	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置内容	措置通知年月日
豊橋市スポーツ協会	7-10	指摘事項	年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員が散見された。令和4年度財政援助団体等監査の指摘を受けて、「職員へ再度制度を周知指導し、年次有給休暇が10日以上付与されている職員は5日以上取得させることを徹底した。」と措置通知が提出されたにもかかわらず再度の法律違反が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有したうえで、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。	令和7年11月から、年休の取得状況一覧を職員全員から見える場所に掲示するとともに、直属の上司が5日間取得できていない職員に対し、毎月、取得を促していくこととした。令和8年3月、全職員が年次有給休暇5日の取得ができていることを確認した。 今後も法令にのっとり取得状況の確認を徹底する。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	指摘事項	時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）における所定労働時間を超える労働時間数について、月単位及び年単位についても超過している職員が見受けられたので、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。	令和7年12月、事務局長から全職員に労働基準法の要旨や労使協定等を周知した。 また、担当者の負担を軽減するため、業務内容を整理し、職員の業務分担の平準化及び効率化を図り、令和7年12月以降36協定に沿って月45時間、年360時間の上限を遵守している。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	指摘事項	公益財団法人豊橋市スポーツ協会契約事務規則では、20万円以上の物品購入には予定価格書を作成する必要があるが、予定価格書の作成がされていない事例が見受けられた。また、切手台帳や現金収納金などの会計処理等においても記載が不明瞭な不備が見受けられたので、契約事務規則等にのっとり適正な事務処理をされたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に予定価格書等の不備事例を共有し、契約事務規則等の職員研修を実施するとともに、文書作成者及び確認者が、書類の不備を容易に確認できるように契約チェックシートを作成した。 また、切手の枚数の計算誤りを防止するため、切手台帳を電子化したほか、現金収納金などの会計処理等については、常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することとした。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	指摘事項	スポーツ協会の理事が代表となっている実行委員会とスポーツ協会との運営業務契約において、法律では理事会での承認が必要であるにもかかわらず承認されていない事例が複数あった。これは利益相反となるため、適正な対応をされたい。	令和8年2月の定例理事会において、理事会の事前承認が得られていなかった運営業務契約について経緯等を説明し、理事会の承認を得た。また、令和8年3月の定例理事会において、令和8年度分の運営業務契約の承認を得た。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	意見	時間外勤務等計画書及び時間外勤務計算書において、入力誤りや常務理事未決裁等の事例が散見されたので、職員への記載の指導を徹底するとともに、時間外勤務の状況を把握するため、帳簿の適切な管理に努められたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に時間外勤務計画書等の不備事例を周知するとともに、書類への記載方法などについて職員研修を実施した。 帳簿の適切な管理については、常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することとした。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	意見	補助金の人件費について、令和5年度は指定管理業務のみに従事していた職員が令和6年度は補助金業務に45%従事したとあるが、労働契約書に記載がなかったため業務内容に補助金業務を明記し、適切な事務処理に努められたい。	令和7年12月、労働契約書兼労働条件通知書の業務内容に補助金業務を明記し、労働契約書兼労働条件通知書を変更した。 また、令和8年度の労働契約書兼労働条件通知書の業務内容においても補助金業務を明記した。	R8.5.7
豊橋市スポーツ協会	7-10	意見	事務処理において、押印がない事例、日付がない事例及び報告書が添付されていない不適切な事例が散見された。この状態で決裁を受けていることから、担当だけでなく承認者及び決裁者においても書類の重要性について改めて認識し、適切な事務処理に努められたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に書類の不備事例を共有するとともに、書類の重要性や承認者及び決裁者の役割等について職員研修を実施した。	R8.5.7
スポーツ課	7-10	指摘事項	年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員が散見された。令和4年度財政援助団体等監査の指摘を受けて、措置通知が提出されているにもかかわらず再度法令違反が発生したこと、また会計処理の不備が多く見受けられていることを市としても重く受け止め、団体への確実な法令遵守と事務処理の不備等への指導を徹底されたい。	令和4年度に同様の指摘を受けたにもかかわらず、再度指摘を受けたことを重く受け止め、年休取得が法律上義務付けられていること及び会計処理の重要性について、令和7年12月に市から改めて指導した。 具体的な対応として、 ①年休取得一覧表の作成 ②職員研修の実施 ③チェックシートの作成 ④常務理事と事務局長による月1回の内部監査の実施 以上4点を確認した。	R8.5.7
スポーツ課	7-10	指摘事項	補助金の対象経費について、団体の運営費の中で補助対象の上限額や精算方法があいまいなため不明瞭な精算となっている。補助金等の適正化ガイドラインの見直し基準にのっとり、要綱等に具体的かつ明確に記載されたい。	令和8年3月に、補助金等の適正化ガイドラインにのっとり、上限額を具体的に定めるとともに、費目間の流用も可能であることが明確に分かるよう、文言を整理するため、要綱を改正した。 改正内容としては、補助金の額は、協会の人件費、事業費及び事務費の合計額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるとした。	R8.5.7

令和7年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果

対象団体及び市所管課	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 内 容	措置通知年月日
スポーツ課	7-10	意見	スポーツ協会の事務所の光熱水費について、電気代のみを市が徴収しているが、他団体の例を参考に団体と協議し、適切な費用負担の見直しに努められたい。	他団体の状況を確認し、スポーツ協会と協議し、電気代、水道代、ガス代を面積按分することで合意したため、令和7年度から電気代のほか水道代、ガス代も徴収した。	R8. 5. 7
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	指定管理事業の事業報告書において、前年度の事業報告書の記述のままになっており誤っている箇所があった。事業報告書は、業務の履行確認に必要な書類であるため、適正に作成されたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に事業報告書の不備を共有するとともに、事業報告書の意義等について職員研修を実施し、記載内容と根拠資料を突合することとした。 令和7年度の事業報告書の作成にあたっては、複数人で根拠資料の確認を実施するとともに、前年度との記述の違いを重点的に確認した。	R8. 7. 22
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	指定管理事業の収支予算書・決算書について、監査資料として提出されたものと市のホームページで公表されているものが異なっているととも、人件費等の支出科目の記載が不明確であった。収支予算書・決算書には、指定管理料や利用料金収入等と指定管理事業に要する経費の収支状況を明示するとともに、人件費等の支出科目について明確に記載されたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に収支予算書・決算書の不備等を周知したほか、収支予算書・決算書における記載内容の最新データを把握するとともに、収支状況や人件費等の支出科目を明確に記載することとした。 令和8年度事業計画・収支予算書及び令和7年度事業報告・収支決算書においては、数字に誤りがないよう細心の注意を払うとともに、収支状況や人件費等の支出科目を明確に記載し、市に提出した。	R8. 7. 22
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	公益財団法人豊橋市スポーツ協会契約事務規則では、50 万円以上の工事、製造又は修繕の請負、若しくは業務の委託をさせるときには予定価格書を作成する必要があるが、予定価格書の作成がされていない事例が散見されたので、契約事務規則にのっとり適正な事務処理をされたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に予定価格書の不備を周知するとともに、契約事務規則等について職員研修を実施した。 また、予定価格書の作成基準等を記載した契約チェックシートを作成し、書類の確認体制の強化を図った。	R8. 5. 7
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	支出負担行為伺書や見積書において、単価、数量の記載間違い、日付の未記載の事例が多数（10 件以上）見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	支出負担行為伺書の記載内容を整理するとともに、令和8年3月から常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することとした。	R8. 5. 7
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	学校体育施設開放使用料収納事務において、使用料を収納した日から7日間以内に金融機関に払い込んでいない事例や領収書発行の不適切な取扱いなどの事例が見受けられた。令和4年度に同様の監査意見を受けて、措置通知を提出したにもかかわらず、再度発生したことを重く受け止め、全職員で再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。	使用料の金融機関への払い込みについて、令和7年12月から、金融機関の集金に加え、直接金融機関に出向き払い込むなど7日以内に確実に収納できる体制とした。 また、令和7年12月、事務局長が全職員に、使用料の払い込みが期限内にできていない事例の共有やマニュアルの周知等、職員研修を実施した。 なお、領収書については、適正に処理されているか常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することとした。	R8. 5. 7
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	協定書では毎月終了後15 日以内に前月の業務報告を市に報告するようになっているが、毎月15 日を過ぎてから市に報告をしていたので、協定書にのっとり適正な事務処理をされたい。	令和7年12月から、協定書に基づき毎月終了後15日以内に前月の業務報告をすることとした。	R8. 5. 7
豊橋スポーツパートナーズ	7-10	指摘事項	施設利用承認取消願について、規則で定められているにもかかわらず利用承認書がほとんど添付されていなかった。あいち共同利用型施設予約システムから予約する利用者も多いことから、市と協議し適正な事務処理をされたい。また、提出日や受付印がない書類が多数（10 件以上）見受けられたので、職員等の指導を徹底されたい。	令和7年12月、事務局長が全職員に、施設利用承認取消願への必要書類が添付されていない状況を共有するとともに、施設の予約及び取消の手続方法について職員研修を実施した。 適切な書類作成を行うため、令和8年3月から常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することとした。	R8. 5. 7
スポーツ課	7-10	指摘事項	指定管理事業の事業報告書において、前年度の事業報告書の記述のままになっており誤っている箇所があった。事業報告書が提出された際は、協定書の規定にのっとり適正に確認されたい。	令和8年5月22日に指定管理者から事業報告書を受領した際に、根拠書類及び前年度の事業報告書と突合することで、記載誤りがないかを確認した。また、事業報告書を公表する際の決裁で、前年度の事業計画書及び根拠資料を添付するとともに、協定書にのっとりた事業が実施されていることの確認を徹底することとした。	R8. 7. 22

令和7年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果

対象団体及び市所管課	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置内容	措置通知年月日
スポーツ課	7-10	指摘事項	指定管理事業の収支予算書・決算書について、監査資料として提出されたものと市のホームページで公表されているものが異なっているととも、人件費等の支出科目の記載が不明確であった。収支予算書・決算書が提出された際は、協定書の規定にのっとり適正に審査・確認し、必要な指示等をされたい。	スポーツパートナーズに対し、令和7年12月に収支予算書・決算書の様式を統一することや記載内容の最新データを把握するよう指導するとともに、支出費目を明瞭にするように定例会にて指導した。 提出された資料については、協定書の規定にのっとり、審査・確認を徹底することとした。 また、令和7年12月にスポーツ課長が担当グループあてに、事業報告書を公表する際の決裁で、前年度の事業報告書及び根拠資料を添付し、確認を徹底するように指示した。 令和8年度事業計画書、令和7年度事業報告書の受領にあたっては、スポーツ課長からの指示を踏まえ、確認を徹底した	R8.7.22
スポーツ課	7-10	指摘事項	学校体育施設開放使用料収納事務において、使用料を収納した日から7日間以内に金融機関に払い込んでいない事例や領収書発行の不適切な取扱いなどの事例が見受けられた。令和4年度に同様の監査意見を受けて措置通知を提出しているにもかかわらず再度発生しているので、監査措置への対応状況を確実に把握し、事務処理体制の見直しも含め団体の指導を徹底されたい。	令和4年度に同様の指摘を受けたにもかかわらず、再度指摘を受けたことを重く受け止め、収納事務について改めて指導した。 使用料の金融機関への払い込みについて、令和7年12月から、金融機関の集金に加え、直接金融機関に出向き払い込むなど7日以内に確実に収納できる体制としたことのほか、領収書については月に1回、適正に処理されているか常務理事と事務局長による月1回の内部監査を実施することを確認した。	R8.5.7
スポーツ課	7-10	意見	令和4年度及び6年度に豊橋市が行った市民球場及び庭球場の照明のLED化により、電力量及び電力料金の顕著な減少が見受けられるので、豊橋市岩田総合球技場等の管理に関する協定書に基づき減額変更を申し出るなど適切な指定管理料の支出に努められたい。	照明のLED化により減少した電力量及び電力料金について、令和7年度及び令和6年度以前の実績を勘案し、令和8年1月に豊橋スポーツパートナーズとの間で指定管理料の減額協議を実施した。令和8年3月に協議が成立したため、減額分の戻入を行った。	R8.5.7
スポーツ課	7-10	意見	利用者アンケートや防災訓練など、提案書や事業計画どおりに実施、報告されていない事例が見受けられたので、市として実施状況の確認を徹底し、履行を促すよう団体の指導に努められたい。	令和8年1月の豊橋スポーツパートナーズとの連絡調整会議にて、提案書と事業計画書の記載項目を比較した一覧表により報告を受けた。 その際、実施状況を確認し、未実施・未報告の事業にかかる進捗報告を求めた。今後は、半年ごとに報告を受けることとした。	R8.5.7